

## 「初穂講社」規約

### 第一章 総則

第一条 本講を、廣田神社「初穂講社」（以下本講という）と称する。

第二条 本講事務所を廣田神社（兵庫県西宮市大社町七番七号）内に置く。

第三条 本講は廣田大神の御神徳を敬仰し、本講の趣旨に賛同する者をもって組織し、講員相互の連帯を図り、敬神生活を実践し、家運の隆昌と社運の繁栄を祈り、ひいては廣田神社の御神徳昂揚に寄与するをもって目的とする。

第四条 本講は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一、御本社で毎朝夕日供祭、毎月朔月始祭、および毎年十月一日に初穂講大祭を行ない、講員の開運隆昌、寿命長久、子孫繁栄の祈願を齋行する。
- 二、毎年一回講員に神符等を頒布する。
- 三、講員に、祭典行事の案内を行ない、本社参拝を奨励する。
- 四、その他適宜により議員の繁栄と本講の隆盛を図るための事業を行なう。

### 第二章 講員

第五条 本講に加入しようとする者は、住所・氏名・生年月日・講員種別など必要事項を明記して申し出ること。

第六条 講員を次の通りとする。

- 一、個人講員
- 二、法人講員

第七条 講金は別途定めるところにより毎年納付するものとする。二年以上滞納の時は講員の資格を失う。

第八条 本講に加入された時は直ちに本部に備付の本講員名簿に登録し、講員証が交付される。

第九条 講員には、その種別に従って一定の御神符・御供物等が授与される。

第十条 講員が、本社参拝をする時は、講員証を呈示し特別参拝ができる。

第十一条 講員が、登録した事項に変更を生じた時は、速やかに届け出なければならない。

第十二条 講員が、死亡或いは退講の時は、代理人若しくは本人が、講員証を添えて届けなければならない。

但し、既納講金は返却しない。

付則 この規則は、平成十五年六月八日より施行する。